

水俣市監査委員公告第2号

水俣市監査基準第4条第2項に規定する定期監査のうち、令和4年度後期分を実施しましたので、同基準第23項の規定により、監査の結果に関する報告を別添のとおり公表する。

令和5年3月23日

水俣市監査委員 坂本 幸則

水俣市監査委員 真野 頼隆

令和4年度財務監査（定期監査：地域振興課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度地域振興課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（地域振興課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和4年11月29日（火）から11月30日（水）まで

イ 本監査 令和4年12月13日（火）から令和5年1月17日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあった。

- ㊦ 時間外勤務手当の支給漏れ。 (令和4年1月実働分、地域振興係1件)
- ㊩ 時間外勤務手当の支給誤り。 (令和4年1月実働分、地域振興係2件)
- ㊯ 時間外勤務命令簿に勤務命令がないが、手当が支給されているもの。 (令和4年4月実働分、地域振興係2件)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 水俣市運転免許証自主返納支援事業に係る乗合タクシー利用補助金

水俣市乗合タクシー運行補助金

「補助金交付申請書」→「交付決定及び確定通知書」→「補助金交付請求書」→支払
この事務を毎月、補助事業者ごとに行っている。要綱を見直し、事務の合理化を検討されたい。

水俣市乗合タクシー運行補助金については、施行から10年が経過している。住民のニーズに合った運行となるよう努められたい。

イ 自転車のまちづくり推進事業

平成21年度から事業を実施しているが、自転車の経年劣化により修繕料が増加している。

他市の事例なども参考にし、今後の事業運営を検討されたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 決裁日付印もれが散見された。

2 収入事務について

- (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。
なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要 1 巻 P2, 680 参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。（地域振興係）
- ㊦ 令和 3 年度熊本県生活交通維持・活性化総合交付金

3 支出事務について

- (1) ETCカードの使用が認められるが、出張命令書がなく、復命書も作成されていないものがあつた。（令和 4 年度、地域振興係 1 件）
- (2) 時間外勤務命令簿に以下の不備が見られた。
- ㊦ 実勤務時間の訂正に訂正印のないもの。（令和 4 年度、地域振興係 1 件）
- ㊧ 勤務命令時間の訂正に課長の訂正印のないもの。（令和 4 年度、地域振興係 2 件）
- (3) 復命書が作成されていないものが散見された。（地域振興係 7 件）
- ㊦ 火の国未来づくりネットワーク役員会。市町村調整会議（令和 4 年 3 月 14 日）
- ㊧ 熊本県地域公共交通協議会（令和 4 年 3 月 16 日）
- ㊨ 火の国未来づくりネットワーク県市町村調整会議（令和 4 年 6 月 16 日）
- ㊩ 県際広域バス総会（令和 4 年 6 月 22 日）
- ㊪ 県バス対策協議会他（令和 4 年 6 月 27 日）
- ㊫ バス対策協議会（令和 4 年 7 月 20 日）
- ㊬ 実証実験打合せ（令和 4 年 7 月 11 日）
- (4) 様式の誤り
- ㊦ 水俣市乗合タクシー運行補助金 「交付決定及び確定通知書」

4 契約事務について

- (1) 検査調書 検査員職名の表示誤り。
- (2) 火災保険証書の所在地の記載誤り。（ふれあいセンター）

5 物品管理事務等について

- (1) 購入した備品が台帳に記載されていなかった。（地域振興係 2 件）
- ㊦ 水俣市移住定住お試しハウスエアコン取付
- ㊧ GoProHEROblack アクセサリーキット GoPro 用三脚

令和4年度財務監査（定期監査：税務課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度税務課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（税務課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和4年12月6日（火）から12月7日（水）まで

イ 本監査 令和4年12月15日（木）から令和5年1月17日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務命令簿に記載されているもので、時間外勤務手当が支払われていないものがあった。

㊦ 令和4年4月分2件

(市民税係)

㊩ 令和4年2月分1件、令和4年3月分2件

(収納対策室)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 閲覧使用料について、調定日から入金日まで期間が開いているが、つり銭が必要であるならば、会計管理者につり銭の交付を検討されたい。(固定資産税係)

イ 週休日に勤務を行い、振替休を取得していない職員が見られたが、管理者は職員の健康管理という面からも、週休日の振替を行うようにされたい。(固定資産税係)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報

告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 調定について、決裁権者の押印がないものが見られた。(市民税係)
⑦ 令和3年度 市民税 確定案分率による清算分 5件

3 支出事務について 特になし。

4 契約事務について 特になし。

5 物品管理事務等について 特になし。

令和4年度財務監査（定期監査：農業委員会所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和元年度、令和2年度、令和3年度及び令和4年度農業委員会所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（農業委員会）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和4年12月13日（火）

イ 本監査 令和4年12月23日（金）から令和5年1月17日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 歳入を現金で収納したときは、速やかに当該現金を指定金融機関に払い込まれたい。

⑦ 農地証明手数料

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。
なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要 1 巻 P2, 680 参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。
 - ㉗ 令和 3 年度農業委員会等振興助成費補助金（農地利用最適化交付金）
 - ㉘ 令和 4 年度農業委員会等振興助成費補助金（農業委員会交付金）
 - ㉙ 令和 4 年度農業委員会等振興助成費補助金（機構集積支援事業）
 - ㉚ 令和 4 年度及び令和 3 年度繰越分農業委員会等振興助成費補助金（情報収集等業務効率化支援事業）
 - ㉛ 令和 4 年度国有農地等管理处分事業事務取扱交付金
- (2) 調定書に、調定書により収入すべき金額を決定したことのわかる関係書類を添付されたい。

3 支出事務について

- (1) 切手受払簿において、以下の不備が見られた。適切に処理されたい。
 - ㉗ 修正テープを使用しているもの。
 - ㉘ 訂正の際に訂正印のないもの。

4 契約事務について

- (1) 随意契約の理由としての根拠法令等のところに、水俣市契約事務規則第 17 条第 1 項第 1 号（見積書が一者の理由）も列記してあるが、随意契約の理由ではないので、分けて記載するようにされたい。
 - ㉗ 水俣市農地基本台帳システム保守点検業務
- (2) 契約書に記載された「別紙の保守点検仕様書」が添付されていないものがあった。
 - ㉗ 令和 4 年度水俣市農地基本台帳システム保守点検業務

5 物品管理事務等について 特になし。

令和4年度財務監査（定期監査：水俣病資料館所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度水俣病資料館所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（水俣病資料館）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和4年12月15日（木）

イ 本監査 令和4年12月23日（金）から令和5年1月17日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 次のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

ア 購入した備品が台帳に記載されていなかった。

⑦ 水俣病資料館データベース整理作業用ノートパソコン

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

令和4年度財務監査（定期監査：環境課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度環境課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（環境課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和4年12月20日（火）から12月21日（水）まで

イ 本監査 令和4年12月23日（金）から令和5年1月17日（火）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 丸島水路公害防止事業事業者負担金の未納額については、未納額が解消されるよう努力されたい。
(環境もやい推進係)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 長期間使用していない切手については、使用頻度の高い切手と交換し、有効的に使用されたい。
(環境もやい推進係)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 一般廃棄物処理業の許可について、福祉環境部長専決事項であるが、部長の決裁を受けていないものが見られた。(環境クリーンセンター)
- (2) 一般廃棄物処理業（更新許可申請）書において、従業員等の資料が添付されていなかった。(環境クリーンセンター)

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

- (1) 購入した切手を、切手受払簿に記載することなく使用しているものがあつたが、一度記載してから使用されたい。(環境衛生室)
- (2) 突発的な修繕については、随意契約により業務を行っているが、以下の点について不備が多数見られたので、全件確認されたい。水俣市契約事務規則や水俣市会計事務規則の規定を再確認し、適切な事務処理をされたい。(環境クリーンセンター)
 - ㊦ 施行伺（修理伺）が作成されてないもの（3件）。
 - ㊧ 一者見積りを行っているが、実施伺が作成されておらず、一者見積りの根拠がわからないものの（2件）。
 - ㊨ 実施伺に、随意契約の理由や根拠法令の記載のないもの（4件）。
 - ㊩ 契約書の省略については、水俣市契約事務規則第20条に規定されているが、これに該当しないものについても、契約書を省略しているもの（1件）。

4 契約事務について

- (1) 施行伺いの予算残額金額訂正印漏れ。(環境クリーンセンター)
 - ㊦ 可燃ごみ等収集運搬業務委託
- (2) 検査結果通知について、課長の決裁を受けていないものが見られた。(環境クリーンセンター)
 - ㊦ 可燃ごみ等収集運搬業務（7月分）

5 物品管理事務等について 特になし。

令和4年度財務監査（定期監査：財政課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度財政課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（財政課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年1月11日（水）から1月12日（木）まで

イ 本監査 令和5年1月23日（月）から2月10日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 行政財産の使用について、次のことが見られたので、もう一度、確認されたい。

(契約管財係)

- ㊦ 令和4年度分の使用料の請求をしていないもの。(令和4年度水財指令第4号)
- ㊧ 使用許可申請日及び使用許可日より以前に、使用しているもの。
(令和4年度水財指令第10号)(令和4年度水財指令第26号)(令和4年度水財指令第27号)
(令和4年度水財指令第30号)
- ㊨ 地下埋設物の設置についての使用料について、道路占用条例の別表により算定されていないもの。(令和4年度水財指令第3号)
- ㊩ 行政財産の目的外使用について、部長の決裁を受けていないもの。
- ㊪ 決裁日付印がないもの。

イ 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあった。

- ㊦ 時間外勤務手当の支給漏れ。
(令和4年9月実働分、契約管財係2件)(令和4年11月実働分、契約管財係3件)
- ㊧ 時間外勤務手当の支給誤り。
(令和4年11月実働分、契約管財係1件)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 平成21年に全庁分の備品台帳を整理されているが、その後の更新がされていない分がある。備品管理の方法について検討されたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。
- なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要1巻P2,680参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。 (財政係)

㊦ 熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金

3 支出事務について

- (1) ETCカードの使用が認められるが、出張命令がなく、復命書も作成されていないものがあつた。

㊦ 地方財政アカデミー（R4.6.29、熊本市、財政係）

㊧ 地方財政アカデミー（R4.6.30、熊本市、財政係）

4 契約事務について 特になし。

5 物品管理事務等について 特になし。

令和4年度財務監査（定期監査：経済観光課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度経済観光課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（経済観光課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年1月17日（火）から1月18日（水）まで

イ 本監査 令和5年1月27日（金）から2月10日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給について、以下の誤りがあった。

- ㊦ 1週間の勤務時間数が38.75時間を超えない場合は、同一週外に振替休日を取得していても振替手当は支給されないが、誤って振替手当を支給しているもの。

(令和4年4月実働分、観光交流推進室1件) (令和4年5月実働分、観光交流推進室1件)

(令和4年6月実働分、観光交流推進室5件) (令和4年7月実働分、観光交流推進室1件)

(令和4年10月実働分、経済振興室1件) (令和4年11月実働分、観光交流推進室1件)

- ㊧ 退庁管理簿兼時間外勤務命令簿に記載されているが、時間外勤務手当の支給がされていないもの。
(令和4年3月実働分、経済振興室1件)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 新型コロナウイルス感染症に対応した補助金等について、大量の書類確認、速やかな支払がされていた。
(経済振興室)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 認定創業支援等事業計画変更申請、水俣市企業支援センター使用許可等の伺書に決裁日付印もれが散見された。(経済振興室)

2 収入事務について

- (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定(日)は、事案の決定(日)以降速やかに行われたい。
なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに(通知書に記載された日であり、受付日ではない。)、調定計上(収入の決定)を行うこととされている(地方財務実務提要1巻P2,680参照)。そこで、(変更)決定があれば、その時に、日、額の(変更)決定を行うこととされたい。(経済振興室)
㊦ 令和3年度商店街リノベーション支援事業補助金交付金通維持・活性化総合交付金
- (2) 領収証により収納している収納金の調定について、納入義務者は出納員、分任出納員及び現金取扱員のいずれかにより処理されたい。(経済振興室)
㊦ 企業支援拠点使用料

3 支出事務について

- (1) 土地賃貸借契約について、契約書第8条では「請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。」と記載されているが、支払いが遅延しているものがあつた。適切に処理されたい。(観光交流推進室)

4 契約事務について 特になし。

5 物品管理事務等について

- (1) 道の駅みなまた再整備にあたり、令和3年度に購入した什器及び備品が台帳に記載されていなかったもので、適切に処理されたい。(観光交流推進室)

令和4年度財務監査（定期監査：農林水産課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度農林水産課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（農林水産課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年1月24日（火）から1月25日（水）まで

イ 本監査 令和5年1月31日（火）から2月10日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。

(令和3年11月実働分、林務水産土木室2件)

(令和4年11月実働分、林務水産土木室1件)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 特になし。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 調定について、県補助金を諸収入としているものが見られた。 (農業振興係)
⑦ 令和4年度人・農地プラン策定支援事業費補助金
- (2) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定(日)は、事案の決定(日)以降速やかに行われたい。
なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに(通知書に記載された日であり、受付日ではない。)、調定計上(収入の決定)を行うこととされている(地方財務実務提要1巻P2,680参照)。そこで、(変更)決定があれば、その時に、日、額の(変更)決定を行うこととされたい。 (農業振興係)
⑦ 令和4年度水田産地化総合推進事業費補助金

3 支出事務について

- (1) ETCカードの使用が認められるが、復命書がなく、出張命令もないものがあつた。
⑦ 農業用ため池の簡易補修現地研修会(R4.10.26、宇城市、林務水産土木室)
- (2) ETCカードの使用が認められるが、出張命令がないものがあつた。
⑦ 地域農業再生協議会等担当者説明会(R4.6.1、熊本市、農業振興係)
⑧ 農業用ため池の管理・保全研修会(R4.6.8、御船町、林務水産土木室)
- (3) 復命書が作成されているが、出張命令がないものがあつた。
⑦ くまもと県南フードバレー推進協議会令和3年度第2回企画・運営委員会(R4.3.24、八代市、林務水産土木室)
⑧ やつしろの山づくり協議会 新たな通信システム運用に係る説明会(R4.3.17、八代市、林務水産土木室2件)
⑨ 土砂処分の方策に係る意見交換会(R4.6.28、熊本市、林務水産土木室)
- (4) 週休日に勤務を行い、振替手当を支給されているが、週休日・休日の振替簿に出勤日が記載されていないものがあつた。
(令和4年3月実働分、農業振興係2件)
(令和4年11月実働分、農業振興係1件、林務水産土木室1件)
- (5) 補助金の変更支出負担行為決定票の起案日と補助金変更交付決定日が相違しているものが見られた。 (林務水産土木室)
⑦ 令和4年度水産基盤整備交付金

4 契約事務について

- (1) 災害復旧工事用表土として原材料費を購入しているが、以下の点について不備が見られたので、水俣市契約事務規則や水俣市会計事務規則の規定を再確認し、適切な事務処理をされたい。(林務水産土木室)
⑦ 一者見積りを行っているが、実施伺が作成されておらず、一者見積りの根拠や随意契約の理由が不明である。
⑧ 契約書の作成が省略されているが、水俣市契約事務規則第20条に規定されている作成を省略できる要件に該当しないため、契約書を作成しなければならない。

5 物品管理事務等について

(1) 購入した備品が台帳に記載されていなかった。

㊦ 水俣市東部センター刈払機

① 刈払機 RM3027-2TD

(農業振興係)

(林務水産土木室)

令和4年度財務監査（定期監査：土木課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度土木課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（土木課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年1月31日（火）から2月1日（水）まで

イ 本監査 令和5年2月3日（木）から3月13日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 用地交渉従事手当の支給漏れがあった。(令和4年3月分、道路河川整備室2件)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 占用料の過年度分について、令和5年2月1日現在、83,270円の未収金があるが、健全な納入者との不均衡が生じないように、未納額の解消に努められたい。(道路公園管理室)

イ 水俣市橋梁長寿命化修繕計画改定業務において、随意契約により委託料の大幅な削減が図られている。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について

- (1) ETCカードの使用が認められるが、出張命令がなく、復命書も作成されていないものがあった。
 - ㊦ 第一回筆界シンポジウム (R4. 11. 22、益城町、道路河川整備室)
- (2) ETCカードの使用が認められるが、出張命令がないものがあった。
 - ㊦ 収用委員会会議 (R4. 11. 28、熊本市、道路河川整備室)
 - ㊧ 融雪剤受取 (R4. 12. 23、熊本市、道路河川整備室)
- (3) 復命書が作成されているが、出張命令がないものがあった。
 - ㊦ 令和4年度熊本県道路利用者協会理事会 (R4. 7. 12、熊本市、道路河川整備室)
 - ㊧ 移動式排水ポンプ車デモンストラーション (R4. 7. 28、出水市、道路河川整備室)

4 契約事務について

- (1) 実施伺決裁日付印もれ (1件)

5 物品管理事務等について 特になし。

令和4年度財務監査（定期監査：都市計画課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度都市計画課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（都市計画課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年2月7日（火）から2月8日（水）まで

イ 本監査 令和5年2月10日（金）から3月13日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 特になし。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 市営住宅使用料について、納付が遅れている入居者に対して、納付の連絡等素早く対応されている。その結果、滞納の解消や督促件数の減少につながっている。引き続き適切な債権管理を行われたい。
(建築住宅室)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があった内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について 特になし。

4 契約事務について

(1) 分割発注と思われる委託業務が見られたので、適正な事業の執行に留意されたい。

⑦ 湯の児海岸線桜伐採業務その1、湯の児海岸線桜伐採業務その2 (都市計画室)

5 物品管理事務等について 特になし。

令和4年度財務監査（定期監査：教育課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度教育課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（教育課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年2月14日（火）から2月16日（木）まで

イ 本監査 令和5年2月24日（金）から3月13日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数を誤っているものがあつた。今一度精査されたい。(公民館)

イ 振替手当の支給漏れがあつた。(令和4年1月実働分、生涯学習室)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 公民館使用許可申請書(4枚綴:複写式)は、手書きのみでなく、市民の利便性向上のため、パソコン等でも出力できるよう検討されたい。(公民館)

イ 切手の購入について、使用量に対し、購入量が大きく上回っているものがあつたので、計画的に購入されたい。(公民館)

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があつた内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について 特になし。

2 収入事務について

- (1) 調定書による収入の決定にあたっては、関係書類に基づき行われるものであるから、調定書の決定（日）は、事案の決定（日）以降速やかに行われたい。
- なお、国・県からの補助金等については、「交付決定通知があったときに（通知書に記載された日であり、受付日ではない。）、調定計上（収入の決定）を行うこととされている（地方財務実務提要 1 巻 P2, 680 参照）。そこで、（変更）決定があれば、その時に、日、額の（変更）決定を行うこととされたい。
- | | |
|---------------------------------|---------|
| ㊦ 熊本県「地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業」補助金 | (生涯学習室) |
| ㊧ 理科教育整備費等補助金 | (学校教育室) |
| ㊨ 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 | (学校教育室) |

3 支出事務について

- (1) ETCカードの使用が認められるが、出張命令がないものがあった。
- | |
|---|
| ㊦ 令和4年度教科等指導主事研修会 (R4. 7. 8、熊本市、学校教育室) |
| ㊧ 新規ALT着任に伴う空港お迎え (R4. 8. 25、益城町、学校教育室) |

4 契約事務について

- (1) 契約書に記載された相手方の名称と請求書や納品書に記載されている相手方の名称が異なるものがあったので、適正に処理されたい。(図書館)
- | |
|---------------|
| ㊦ 水俣市立図書館図書購入 |
|---------------|

5 物品管理事務等について 特になし。

令和4年度財務監査（定期監査：スポーツ交流課所管の事務事業分）調書

1 監査の根拠 水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）

2 監査等の種類 財務監査（令和4年度の定期監査として実施）

3 監査等の対象

令和3年度、令和4年度スポーツ交流課所管の事務事業に係る予算の管理及び執行等一般的な財務事務

4 監査の着眼点

別添「定期監査要領」の着眼点に沿って実施した。

ただし、監査資源（組織、人員、時間等）の制約から、監査項目を適宜、調整した。

また、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象部署（スポーツ交流課）に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行った。

資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促したうえ、監査事務局員による事前監査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、実地調査等を行い、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、抽出された事項を基礎とし、事務局員が監査委員へ説明を行い、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成した。

本講評は、以上の調査、監査を経て、関係機関に行う報告の決定の前に、その説明を行い、弁明、見解等を聴取するため、行うものである。

6 監査等の場所及び日程

(1) 場所 監査事務局執務室内

(2) 日程

ア 事前監査 令和5年2月21日（火）から2月22日（水）まで

イ 本監査 令和5年2月27日（月）から3月13日（月）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

(2) 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

ア 会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給について、誤りがあった。(R4.2月実働分)

イ 旅費・費用弁償の積算について、誤っているものがあつた。

㊦ 第63回全国スポーツ推進委員研究協議会滋賀大会(R4.11.16～R4.11.18、滋賀県草津市)

(3) 注意事項 別表「注意事項」のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(4) 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため意見、提案を行う必要があるもの等

ア 週休日に勤務を行い、振替休を取得していない職員が見られたが、管理者は職員の健康管理という面からも、週休日の振替を行うようにされたい。

イ 業務委託契約書の前文について、契約の当事者を明確にするためにも、受託者〇〇〇(以下乙という。)と屋号だけでなく代表〇〇〇まで記入されたい。

(5) その他事項 この講評の際に、連絡すべきもの等

8 その他必要と認める事項

(1) 今後の予定

この講評を受け、地方自治法、水俣市監査基準等に沿って、今後は、次のとおり処理するので留意すること。

ア 監査委員は合議して、報告すべき監査結果を決定する。

イ 決定した内容は、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

ウ 対象部課へは、決定した監査の内容の項目別に、方法、期日等を定めその措置、報告等を依頼する。

エ 報告があつた内容については、議会及び市長に提出するとともに、公表する。

(2) その他 なし。

別表「注意事項」

1 共通事項について

- (1) 時間外勤務命令簿の勤務命令時間の訂正に課長の訂正印のないものがあった。(3 件)
- (2) 週休日・休日の振替簿において、振替休を取得しているにもかかわらず、所属長の決裁印のないものがあった。(5 件)

2 収入事務について 特になし。

3 支出事務について 特になし。

4 契約事務について

- (1) 当該契約を主管する課長以外の方が検査員をしているが、規定する検査員以外の者を検査員とする場合は、その方を検査員として指名されたい。
 - ㊦ 水俣市立総合体育館排煙窓修繕業務

5 物品管理事務等について

- (1) 切手の残数が異なるものがあった。(140 円切手)